佐賀市議会定例会議案説明

（平成２５年１２月２日）

本日、佐賀市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

なお、説明に先立ちまして、自らの所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

私は、平成１７年１０月から二期にわたり市政のかじ取りを任され、「公平・公正」、「現場１００回」、「市民の融和」を市政運営の基本とし、新しい佐賀市のまちづくりに取り組んでまいりました。

まず、一期目では、合併したそれぞれの地域が、お互いの地域を尊重し、理解し合いながら、２４万の佐賀市民が一体となって「新しい佐賀市」を造り上げていくことに力を注いでまいりました。

また、平成２１年１０月からの二期目では、「地域力アップ」、「安心、安全を一番に」、「教育の充実」、「佐賀市の経営」の４つの柱の下、市民の生活を守ることに全力を尽くしてまいりました。

この二期８年にわたり、佐賀市のまちづくりに取り組んでまいりましたが、議員の皆様、そして市民の皆様の御理解と御協力を得て、着実に前進しているものと実感しております。

この場をお借りしまして、深く感謝申し上げます。

三期目となる今期は、より多くの市民の皆様に「佐賀市に住んでよかった」、「佐賀市に住み続けたい」、「住んでいる地域に愛着を持てる」といった幸福感の向上を感じていただけるような佐賀市を目指し、誠心誠意、全力で市政運営に臨む決意でございます。

そこで、特に重点的に取り組む５点について、御説明申し上げます。

１点目は、「経済の活性化・まちの活力の向上」でございます。

これまで市長として多くの方々と接する中で、産業の活性化、雇用の創出、まちのにぎわいなどを求める声を肌で感じておりました。そこで、佐賀のまちを元気にしていくために、これらの声に応えられるよう、さらに力を注いでまいります。

まず、「経済の活性化」といたしまして、「雇用の創出」を最重要課題と位置付け、工業団地の計画の推進と企業誘致、さらには民間の力をお借りした環境分野における新たな産業の構築により、新たな雇用の創出を図りたいと考えております。

特に企業誘致に関しましては、既に佐賀市に進出されている企業の方々から「雇用した社員の質が高い」という大変すばらしい評価を頂いており、現在も１００人以上の雇用が見込まれる企業数社が進出に向けた検討をされているところであります。東日本大震災以降、事務機能の一部移転を模索する企業も増えており、更なる誘致に向けて努めてまいります。

また、合併して山から海まで多くの地域資源を有するように

なった佐賀市の特長を、産業や観光の振興に活かす取組を進めてまいります。

まず、農業に関しましては、６次産業化を進めることにより、農家の方々の所得の向上を図るほか、担い手や後継者を育てることにより、足元のしっかりした「力強い佐賀市農業」の確立を目指してまいります。

また、林業に関しましては、木材の供給・加工・流通の効率化と低コスト化による林業経営の安定を図るとともに、市産木材の利用促進に努めてまいります。

さらに、水産業に関しましては、質・量ともに日本一の「佐賀のり」の販路拡大を図るとともに、「豊穣（ほうじょう）の海、有明海」の水産資源を守るために漁場や干潟等の環境改善に取り組み、有明海の恵みを後世に伝えることができるように努めてまいります。

一方、観光の振興に関しましては、温泉、歴史的街並みやバルーン、有明海といった地域資源を活かした取組を進めてまいります。また、有明海の干潟のラムサール条約登録、三重津海軍所跡の世界遺産登録など、これからの取組が大切な資源もございます。まずは、しっかりと登録に向けた準備を進め、その上で、ガイダンス整備などの「見せる工夫」により、観光の振興につなげることができるように努めてまいります。

次に、「まちの活力の向上」といたしまして、「中心市街地の再生」に、引き続き力を入れてまいります。

これまで同様、公共的施設を中心市街地に誘致していくことを基本とし、空きビル対策や緑地を増やすなどの取組を進め、まちを歩く人の増加につなげてまいります。

さらに、柳町地区を中心として、歴史的建造物を活かした街並みの活用や整備を進め、まちのにぎわいを創出していきたいと考えております。

また、平成３４年には九州新幹線長崎ルートが開業する予定でございます。この機会を捉え、佐賀市へ人を呼び込む取組を進めていく必要があります。このため、佐賀駅周辺にコンベンションを誘致できる施設等の整備を推進していきたいと考えております。

次に、２点目は、「安心・安全なまちづくり」でございます。

東日本大震災以降、全国的に「安心・安全」に対する意識が高まっております。災害に強いまちづくりを進めるに当たり、まずは自らの命を自ら守る意味での「自助」、次に地域でお互いに助け合うという意味での「共助」という意識を市民の皆様に持っていただき、さらに、これに「公助」を加えて、災害に強いまちづくりを推進し、「安心・安全なまちづくり」につなげていきたいと考えております。

佐賀市は低平地で排水が悪いことに加え、近年、これまでになかったようなゲリラ豪雨が頻発していることなどから、排水対策が佐賀市の災害対策における喫緊の課題と考えております。

そのため、現在、策定しております佐賀市排水対策基本計画

に基づき、排水ポンプの設置、調整池による流量調整などを計画的に進めてまいります。

そのほか、大雨の際には、既存の河川や城内のお堀、農業用水路の貯水機能を運用上の工夫によって有効に活用できるよう、関係団体の御理解を得ながら連携に努めてまいりたいと考えております。

また、「安心・安全なまちづくり」において、市民の皆様の日常の移動手段を確保することも、非常に大切な要素でございます。

そのためには、まずは市営バスを維持していくことが重要だと考えております。その上で、子どもや高齢者などの自家用車での移動が困難な方々にとって、利便性と効率性が高い公共交通ネットワークの構築に取り組んでまいります。

また、人口の集積や地勢の違いなどの地域特性に対応したコミュニティバスなどの地域公共交通についても、コスト面や将来的な持続性を考慮の上、検討を行ってまいります。

続きまして、３点目は、「バイオマス産業都市さがの実現」でございます。

これまでも、ごみ焼却施設から出る熱源を利用した発電や下水処理後に発生する汚泥の肥料化などに取り組んでまいりましたが、さらに一歩進んで、バイオマス産業都市さがの実現を目指した取組を進めてまいります。

具体的には、ごみ処理の際に発生する排気ガスから取り出した二酸化炭素をハウス農業施設に供給することで、農作物の品質や収穫量の向上につなげていきたいと考えております。

また、取り出した二酸化炭素を藻類の培養に利用することで、バイオマス分野の産業化を図りたいと考えております。一部の藻類は、栄養価が高いことや成長時に油脂を作り出すことから、食品やバイオエネルギーとしての活用の可能性が広がっております。このように多面的な効果が期待できる藻類を培養する施設の誘致に取り組んでまいります。

４点目は、「子育て支援、教育・福祉の充実」でございます。

まず、「子育て支援」につきましては、これまでも、子育て世代が安心して子どもを生み育てることができる環境整備として、認可保育所の分園整備や運営に係る経費の助成を行ってまいりました。今後も引き続き、児童数の動向を見ながら、子育てと仕事の両立につながるような取組を行ってまいります。

また、放課後児童クラブの充実につきましても、子育てと仕事の両立という観点から、同様に大切なものでございます。
現在、小学３年生までが対象となっておりますが、準備が整った校区から、対象となる学年を６年生まで引き上げて利用できるようにしたいと考えております。

次に、「教育の充実」につきましては、子どもたちが郷土に誇りを持ち、ふるさとを愛する心を育てていくことを念頭に置いた上で、子どもたちが意欲的に学ぶことができ、学力の向上につながるような教育環境の整備に努めてまいります。

具体的には、子どもたちの集中力や学習意欲を高めると言われている電子黒板を全小中学校に配置します。
さらに、ＩＣＴ支援員の配置や教職員への研修などの体制を充実し、ハードとソフトの両面で児童・生徒の学力の一層の向上につながるように取り組んでまいります。

また、「福祉の充実」につきましては、支援が必要な人からの申請を待つだけではなく、こちらから積極的に手を差し伸べる体制に変えていくことと、個人単位の支援から世帯単位の総合的な支援に切り替えていくことに取り組んでまいりたいと考えております。

健康づくりの推進につきましても、本年度から保健師を各地区ごとに担当として配置し、一人ひとりのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築してまいります。

また、高齢者の力を社会に活かし、健康づくりにつなげていくため、シルバー人材センターを活用し、意欲と能力がある高齢者の方に地域の支えになってもらうような仕組みを作ってまいりたいと考えております。

最後に、５点目は、「地域力のアップ」でございます。

近年、地方公共団体を取り巻く状況は大きく変化し、地方分権の進展、人口減少と少子高齢化、地域課題の多様化・複雑化など、これまで以上に市民の皆様とともにまちづくりを進めていく必要性が高まっております。

本市におきましては、平成２６年４月１日に、「佐賀市まち

づくり自治基本条例」の施行と、特例市への移行という転機を迎えます。

「佐賀市まちづくり自治基本条例」は、佐賀市のまちづくりを進めるに当たり、市民の皆様をはじめ、関わるもの全てが共有するルールを定めたものでございます。今後は、この条例の趣旨にのっとり、「情報共有」、「市民参加」、「協働」を基本原則として、まちづくりを進めてまいります。

また、特例市につきましては、先月２９日に正式に特例市の指定を受けたところであります。特例市に移行することで、新たに都市計画や環境の分野などにおける権限の一部が移譲され、まちづくりの自主性が高まり、本市の判断でまちづくりを進める裁量が大きくなります。

この２点に加え、平成２３年度から取り組んでおります地域コミュニティ推進事業についても、自治会長会の意向も確認しながら、全ての校区でのまちづくり協議会の設立を目指して、市民の皆様自身の手による地域の活性化や課題解決のための体制を整えてまいりたいと考えております。

また、市立公民館を社会教育の場としてだけでなく、地域コミュニティ活動の拠点施設として位置付け、各地域が自主的にまちづくりを進めやすい環境づくりに取り組んでまいります。

さらに、支所のあり方につきましては、災害時における迅速な対応や早急な復旧など緊急を要する業務や、地域の振興に関する業務、窓口業務など、支所に必要な機能を総合的に検証し、今後の方針を決定してまいりたいと考えております。

以上、特に重点的に取り組む５点について御説明いたしましたが、これらは、二期８年にわたる市政運営において、市民の皆様の生活に触れ、様々な声を聴く中で、重点的に取り組んでいかなければならないと強く感じたものでございます。

これらの取組を確実に実施していくことはもちろん、時流に応じて成すべきことを的確に捉え、速やかに実行することで、市民の皆様の幸福感の向上を目指してまいります。

また、その際には、市民の代表である市議会の皆様の御意見や市民の皆様の声に真摯に耳を傾け、市政運営に全精力を注いでいく所存でございます。議員各位並びに市民の皆様の御支援と御協力をお願い申し上げます。

＊　　＊

それでは、提出議案の概要について、御説明いたします。

まず、補正予算議案について、御説明申し上げます。
今回の補正予算は、制度改正に伴うもの又は緊急を要する経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

はじめに、第１０２号議案「一般会計補正予算（第４号）」は、補正額約３億２，２００万円で、補正後の予算総額は、約８８５億７，９００万円となっております。

以下、主な内容を御説明申し上げます。

まず、世界遺産登録推進事業でありますが、

○　三重津海軍所跡を構成資産の一つとする「明治日本の産業革命遺産　九州・山口と関連地域」につきましては、本年９月に、世界文化遺産への国の推薦が決定いたしました。

　このため、世界文化遺産登録に向けた環境づくりの一環といたしまして、佐野常民記念館に三重津海軍所跡に関する展示スペースを整備することにより、三重津海軍所跡に対する市民の皆様の理解や関心を高め、世界文化遺産登録への機運の醸成を図るものであります。

次に、企業誘致施設整備事業でありますが、

○　この事業は、市民活動プラザの機能を佐賀商工ビルへ移転させた後のｉ（アイ）スクエアビルの空きスペースに企業を誘致し、本市の新たな雇用の創出を図るため、同ビルの３階フロアを改修するものであります。

以上、「一般会計補正予算（第４号）」の主なものを御説明いたしましたが、その財源といたしましては、それぞれ国・県支出金、繰入金、市債等で措置し、予備費により収支の調整をいたしております。

なお、一般会計の細部、特別会計及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

＊　　＊

次に、条例議案について、御説明申し上げます。

第１０６号議案「佐賀市長等の給料月額の特例に関する条例」は、本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成２６年１月１日から平成２９年１０月２２日までの間、私をはじめ、副市長、企業管理者、常勤の監査委員及び教育長の給与につきまして、減額措置を講じるものであります。

第１０７号議案「消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例」は、消費税率等が引き上げられることに伴い、その増税分を公の施設の使用料等に適正に転嫁するため、当該使用料等を変更するものであります。

第１０９号議案「佐賀市工場等立地奨励条例の一部を改正する条例」は、企業誘致を有利に進め、本市における産業の振興や雇用の拡大を図るため、固定資産税の課税免除措置の対象範囲を拡大するとともに、雇用奨励金の交付要件を緩和するものであります。

第１１２号議案「佐賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例」は、大和町春日北校区における社会教育活動や地域コミュニティ活動の拠点施設として、佐賀市立春日北コミュニティセンターを設置するものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。